

次期総合計画策定方針

平成 31 年 1 月

企画政策部企画課

【目次】

1. 策定の必要性	1
2. 策定の根拠	2
3. 総合計画の構成	2
4. 総合計画の目標年次	3
5. 策定にあたっての基本姿勢	4
6. 策定プロセス	5
7. 策定スケジュール（概要）	7

1. 策定の必要性

昭和44年に改正された地方自治法により、市町村に基本構想の策定が義務付けられたことを受け、各市町村は「基本構想及びそれを具現化するための基本計画等（以下「総合計画」）」を策定していた。

本市においても、昭和46年に「東金市基本構想」、昭和61年に「東金市新総合計画」、平成13年に「東金市第3次総合計画」を策定し、長期的な視点でのまちづくりを行ってきたところである。

しかし、地方分権推進の過程において地方自治法が改正（平成23年）され、策定義務が撤廃されたことにより、基本構想の策定や議会の議決については、各市町村の判断に委ねられることとなった。

そのような流れの中において、今後の行政は、人口減少や少子高齢化、それらに伴う歳入の減少といった課題への対応が求められる一方で、人口構造の変化に伴って多様化する市民ニーズに対応していかなければならず、法的義務が無くなったとはいえ、市全体としての方向性を行政と市民がともに考え、納得のいく結論を共有する必要性は、これまで以上に高まっているものと考えられる。実際、法改正後も県内15市のうち14市[※]で新たな基本構想を定めている。※ 企画課企画係調べ

そのため、第3次総合計画に引き続き、まちづくりの羅針盤となる新たな総合計画を策定する必要がある。

（参考：本市総合計画策定経過）

名称	計画期間
東金市基本構想	昭和46年度～昭和60年度
東金市新総合計画	昭和61年度～平成12年度
東金市第3次総合計画	平成13年度～平成32年度

2. 策定の根拠

前述のとおり、平成23年の地方自治法改正により、基本構想策定の法的義務がなくなったため、「東金市総合計画条例（仮称）」を制定し、策定の目的や議会の議決等を条例上に位置付けることで、策定の根拠を明確にする。

3. 総合計画の構成

総合計画は、本市における地域づくりの最上位に位置づけられる計画であり、基本構想・基本計画・実施計画で構成する。

① 基本構想

今後、予測される環境の変化に的確に対応しつつ、市政運営を総合的かつ計画的に行うための指針となるものであり、まちづくりの基本理念と将来像を示すとともに、その実現に向けた施策の大綱を明らかにするものである。

基本構想は、概ね次に掲げる内容により構成するものとする。

- ・ 目標年度
- ・ 東金市の将来像
- ・ 将来人口
- ・ まちづくりの基本方向
- ・ 土地利用の考え方
- ・ 施策大綱
- ・ 構想の実現に向けて

② 基本計画

基本構想に定めた将来像を実現するための重点施策及び重点事業の方向性を体系的に示すものである。

③ 実施計画

基本計画で示した方向性に沿い、基本構想に定めた将来像を実現するための具体的施策を明らかにすることにより、総合計画の着実な実現を目指すもの

4. 総合計画の目標年次

「人口減少」や「少子高齢化」など、今後大きく変化することが予想される社会経済情勢の中で、基本構想に掲げた将来像への歩みを確実なものにするべく、次期総合計画の目標年次は、それぞれ以下のとおりとする。

- ① 基本構想 ⇒ 2021年度から2030年度までの10年間
- ② 基本計画 ⇒ 2021年度から2025年度までの5年間（前期基本計画）
2026年度から2030年度までの5年間（後期基本計画）
- ③ 実施計画 ⇒ 基本構想・基本計画策定後に決定する
(3年のローリングもしくは1年ごとを想定)

	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基本構想	←————→									
基本計画	←————→					←————→				
実施計画	- - - - - ←————→ - - - - -									

5. 策定にあたっての基本姿勢

次期総合計画の策定にあたっては、社会経済情勢の変化や将来の人口動向等を踏まえ、次の基本姿勢で策定に取り組む。

① 改革・前進のための計画作り

少子高齢化・人口減少・厳しい財政状況など、様々な制約がある中でも、「市民が明るく希望の持てる東金市」であるために、財政立て直しという「改革」と、政策推進である「前進」の両者を成し遂げるための計画となるよう努める。

② 市民との対話による計画作り

公募による「総合計画策定市民会議（仮称）」を設置するほか、地区別懇談会や市民アンケート、さらには Web や SNS を活用した意見の募集等を実施することにより、市民の声を尊重し、市民とともに作り上げる計画となるよう努める。

③ 職員の力を結集した計画作り

職員は政策推進・行政サービス提供における大事な戦力であり、財産であることから、全庁横断的な策定体制を構築するとともに、公募による庁内若手プロジェクトチームを立ち上げ、意欲ある若手職員の声を最大限に取り入れることで、各職員が持つ知識・経験を結集した実現性の高い計画となるよう努める。

④ 本市の強みを活かした計画作り

都心から 50 キロ圏に位置するという立地特性や、圏央道等の高規格道路や都心部への高速バスの開通という道路交通の優位性、さらには歴史・文化や自然資源など本市が持つ強みを最大限に活かした施策の展開が図れるような計画となるよう努める。

6. 策定プロセス

策定に当たっては、広範な視点から検討を行うため、総合計画審議会に諮問するとともに、市民との対話を通じて市民の意見を尊重しながら進めることとする。

また、庁内に設置した「総合計画策定会議」において検討を進める。

① 総合計画審議会

市議会の議員（議長及び各常任委員会委員長）、学識経験者、関係行政機関の職員及び公共的団体等を代表する者など25人以内で構成する市の付属機関である。

総合計画の策定に関する市長からの諮問に対し、助言・答申をする。

② 市民との対話

i) 総合計画策定市民会議（仮称）

市内在住・在勤・在学等の者の中から公募により集めた20人以内で構成する会議であり、市に対する提言を行う

ii) 地区別懇談会

市長とともに各地区に出向き、市民の生の声を聴く

iii) Web・SNSの活用

Facebook等を開設し、幅広い方からの意見を聴く（コメント書き込み）

iv) その他

- ・市民アンケートを実施し、幅広い方からの意見を聴く
- ・城西国際大学との連携により、学生の柔軟な発想を取り入れる

③ 総合計画策定会議

⇒ 庁議メンバーにより組織するものであり、全庁的な総合調整などを行う。

なお、策定会議内に、以下の組織を置く。

i) 策定委員会

各課長等により組織するものであり、総合計画に関する基本的事項について調査

し、策定作業の調整を行う

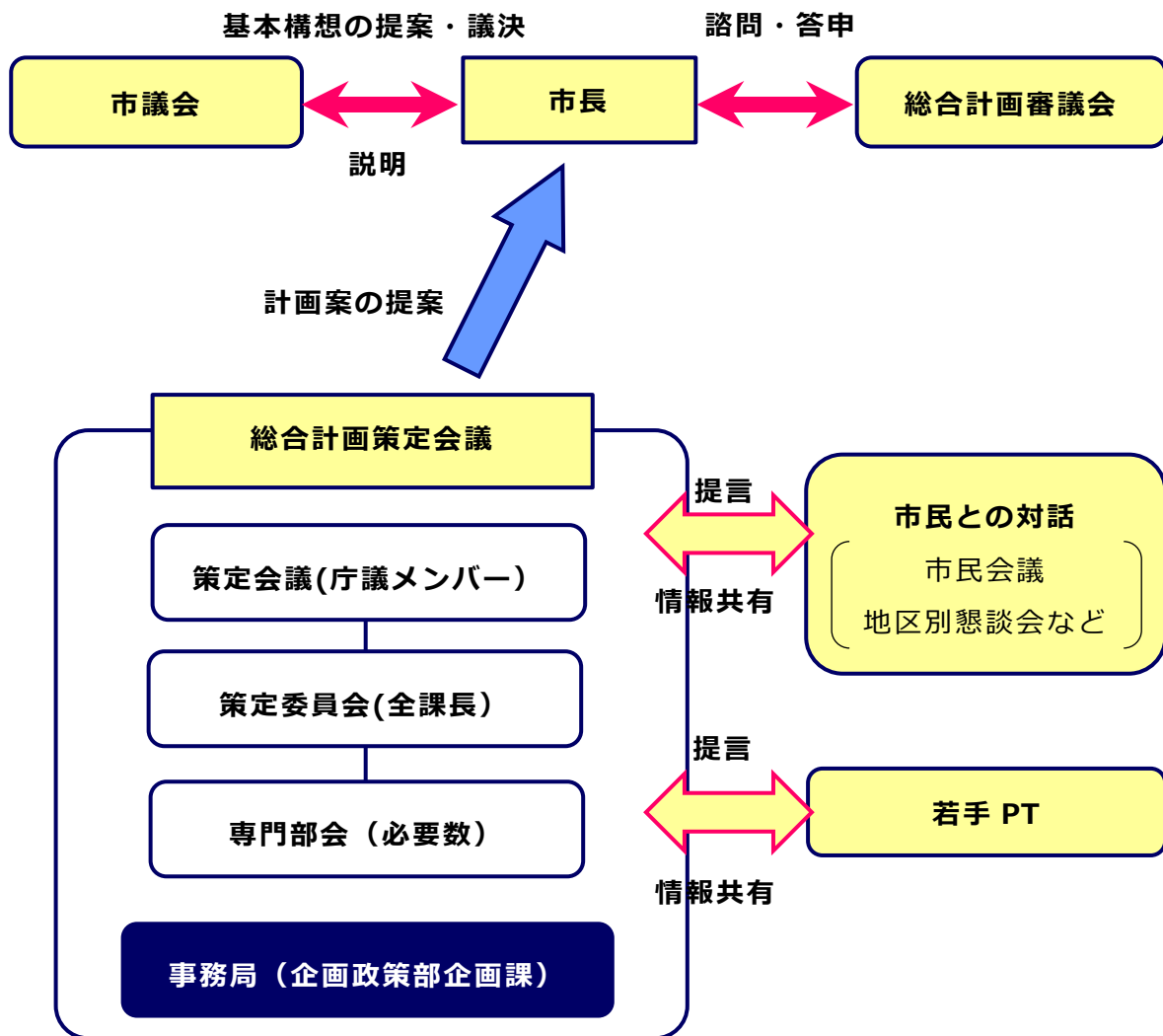
ii) 専門部会

策定委員会委員が指名した者により組織するものであり、総合計画に関する専門的事項について調査し、策定作業を行う

④ 庁内若手プロジェクトチーム（以下「若手 PT」）

概ね40歳以下の職員の中から意欲のある職員（20名程度）を募り組織するものであり、「策定会議」に対し提言を行う

【イメージ図】



7. 策定スケジュール（概要）

策定スケジュール（概要）は、以下の通りである。

- 平成30年度下半期
 - ・現状分析
 - ・地区別懇談会開催
 - ・城西国際大学学生との意見交換
 - ・職員説明会 ⇒ 若手 PT 公募
 - ・総合計画策定会議設置要綱の作成 ⇒ 策定会議開催
 - ・総合計画市民会議（仮称）設置要綱の作成



本市のあるべき姿の可視化

- 平成31年度上半期
 - ・現状分析
 - ・市民アンケート
 - ・若手PT、総合計画策定会議、市民会議開催
 - ・総合計画審議会委員の人选



- 平成31年度下半期
 - ・市民会議からの提言
 - ・総合計画素案作成
 - ・総合計画審議会への諮問
 - ・若手PT、総合計画策定会議の開催
 - ・住民説明会開催
 - ・東金市総合計画条例（仮称）策定（12月議会）



- 平成32年度上半期
 - ・総合計画策定会議開催
 - ・総合計画審議会からの答申 ⇒ パブリックコメント ⇒ 構想議決（9月議会）



- 平成32年度下半期
 - ・総合計画策定会議開催
 - ・総合計画審議会からの答申 ⇒ パブリックコメント ⇒ 計画策定（1月）